

プレスリリース

平成 19 年 10 月 24 日

各 位

103-0025  
東京都中央区日本橋茅場町 2-8-7  
ミヤジマビル 7 階  
社団法人 日本毛皮協会  
理事長 水野 昌一  
品名統一委員会委員長 片桐 健司  
TEL03-3663-1120 FAX03-3663-1439

「ラクーン」の表記について (2)

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は弊協会の活動にご理解ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件、去る 9 月 5 日付けプレスリリースにおいて、食肉目イヌ科のタヌキと食肉目アライグマ科のラクーンについては、「産地を記入した後に、ラクーンと表記すること」と、弊協会の規定とする旨、お知らせいたしました。(ただし、日本産のタヌキは、「タヌキ」と表記する。)

この件に関して、東京税関及び公正取引委員会の見解を伺って参りましたので、改めて別紙のようにお知らせいたします。

敬具

法人 日本毛皮協会

## 記

### 【東京税関】

インボイス上の名称がラクーンであれば、適用に支障はありません。もし、インボイス上の名称がタヌキとなると、日本産のタヌキは、鳥獣保護法の対象であるので、日本産のタヌキではない証明として、原産地証明書の提出が必要となります。

### 【公正取引委員会】

毛皮は、家庭用品品質表示法での表示義務がありませんので、単に「毛皮」だけでも結構なのですが、素材名を表記する場合は、アライグマとタヌキは、種類が異なりますので、下記のように表記したらいかがでしょう。インボイスの名称と小売段階での名称は同一でなくとも差し支えありません。

表記は、日本人向けにするのであって、消費者に誤解が発生しそうな分野で、対応する又は呼称の歴史がある日本語のあるものは、日本語を使用することを基本としています。

**アライグマ（ラクーン）：**

「アライグマ」もしくは

「アライグマ（原産地名+ラクーン）」の併記（どちらが先でも結構）

**タヌキ（※ここでは、養殖されているタヌキと同種のアジア産ラクーン）：**

「タヌキ」もしくは

「タヌキ（原産地名+ラクーン）」の併記（どちらが先でも結構）

### 【(社) 日本毛皮協会】

弊協会の見解としては、先日のプレスリリースの通り、「産地を記入した後に、ラクーンと表記すること」とすることに、変更はございません。

その理由は、先日のプレスリリースにおいてもご説明しておりますが、再度、記載いたします。

- 昭和 63 年以前及び当時は、世界の毛皮業界にて、この種類の中で最も流通していたものは、「日本産」であった為、日本名の「タヌキ」が英語名としても通用していた。
- フィンランドでは、ロシア産タヌキと同種の物を飼育し、「フィンラクーン」の名でオークションでの販売を昭和 50 年代からしている。
- 平成 5 年頃より、円高及び「フィンラクーン」の安定供給が原因で、日本産の狸の輸出が激減し、平成 10 年以降に日本産狸が輸出されることはほとんどなくなった。

- 「ロシアンタヌキ」は、ロシアのソユーズプシュニーナオークションにおいて、昔から「ロシアンラクーン」として売られている。
- 現在、世界市場で使われている名称は、「フィンラクーン」「ロシアンラクーン」「チャイニーズラクーン」であり、英語名を通常の呼称としている日本で、「タヌキ」を呼称とすることは、整合性を失う。

ただし、消費者が、名称により混乱する可能性があると危惧する販売業者の方々が、原産地が特定できる場合に、「タヌキ」と表記した後に、「原産地名+ラクーン」と併記することは、否定できません。

尚、このラクーンと同様、毛皮の名称において、異なる種類のものを「原産地名+一つの名前」で呼んでいるケースが二つあります。一つは、『セーブル』であり、ロシアンセーブル・カナディアンセーブル・アメリカンセーブルです。学術的には、カナディアンセーブル及びアメリカンセーブルは、『マーテン』という名前があるにもかかわらず、多くの方々が、『セーブル』を使っています。

もう一つは、『オポサム』です。アメリカンオポサム（有袋目オポサム科）・オーストラリアンオポサム（有袋目クスクス科）と呼ばれています。

※<http://www.fur.or.jp/furmaterias.htm> 参照

弊協会としては、消費者の不利益になる品名表示等を排除することを目的として、表示規定を作成いたしており、混乱を望むものではございません。現在、その規定集の改訂中でございますが、最良の表記を規定するに当っては、国際貿易表記や通関手続き等を含め、整合性・規則性を重視し、進めていく所存でおります。

今回の「ラクーン」の件に関しましても、基本的には、「ラクーンと呼ばれる二種類の動物が存在する」ことを、販売する側の私たちが、消費者にきちんと説明できることができれば問題はないとの存じております。「養殖されているタヌキと同種のアジア産ラクーン」と、消費者の選択の一助としてご説明いただきたく存じます。

上記をご留意いただき、販売する際には、消費者に誤解や不利益が生じないよう細心の注意を払い、また、十分なご説明をされてから商品をお渡しするようお願い申し上げます。

以上